

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～産廃業者が知っておきたい環境法令～

産業廃棄物処理を行う際に

廃掃法のみでの理解では危険！！

廃棄物の回収・処理・引き渡し、様々な場面で廃掃法以外の様々な法律が関わってきます。

今回は2020年に一部改正され、取り締まりが強化されている「フロン排出抑制法」を取り上げます。

業務用のエアコンや冷凍・冷蔵機器に使用されているフロン類の温室効果はCO₂の数十倍から一万倍以上と非常に大きく、気候変動に大きな影響を及ぼします。その名のとおり、フロン類の排出抑制を目的とした罰則付きの法律です。

その中で、特に解体工事や産廃処理業を行っている会員様において、注意すべき法令違反事例を記載していきます。

実際に、つい先日改正後「フロン排出抑制法」違反で全国初の検挙事案が報道されています。

- (1) フロン類を使用している業務用エアコンや冷凍・冷蔵機器（第一種特定製品）に関して、充填回収業者への引き渡しを他の者に委託する際に、法令で定める事項を記載した委託確認書を交付しなかったもの。

第一種特定製品を廃棄する場合

フロン類の回収について、各都道府県の登録を受けた充填回収業者（第一種充填回収業者）への直接引き渡し依頼又は取次者に引き渡しの委託が必要です。その際、産廃のマニフェストのような行程管理票を使用することが多く、このうち、回収依頼書又は委託確認書及び引取証明書にあたるものについては、3年間保管しなければなりません。

- (2) 解体工事に関して、第一種特定製品からフロン類を、大気中にみだりに放出したもの。

建物解体時

解体業者は、第一種特定製品の有無を事前確認し、その結果を発注者に説明し、その写しを3年間保管する必要があります。特定製品からのフロン類の大気中へのみだり放出は禁止されています。

フロン類が回収済みであるか確認できない場合の引き取りは禁止です。フロン類が未回収のまま機器を廃棄すること及びフロン類のみだり放出は処罰の対象となります。

登録されていますか??

「第一種フロン類充填回収業」

第一種特定製品からフロン類を回収するためには、都道府県に第一種フロン類充填回収業者の登録が必要です。第一種特定製品の廃棄等を実施する際は、あらかじめ第一種フロン類充填回収業者にフロン類を回収してもらい、交付された引取証明書の写しとともに、機器を産廃処理業者に引き渡す必要があります。

つまり、産廃処理業者が併せて第一種フロン類回収業者の登録を持っている場合を除き、引取証明書の写しがない状態で、第一種特定製品を引き受けることは法令違反となります。

廃掃法の欠格要件に示されている環境法令に「フロン排出抑制法」は含まれていませんが、今後、廃掃法にも影響してくるかもしれません。会員様におかれましては特にご注意いただきたいと思います。